

印旛郡市体育協会顕彰規定

第1条（目的）

印旛郡市体育協会顕彰規定に基づき、本郡市のスポーツ振興のため功績の顕著な個人又は団体を顕彰し、スポーツの振興に寄与する。

第2条（表彰の種類と対象）

1 功 労 者

- (1) 印旛郡市体育協会役員として、10年以上本会の運営に貢献した者。
- (2) 年齢40歳以上で本会加盟市町体育協会にあって20年以上当該市町の運営またはスポーツの技術指導に貢献した者。
- (3) 年齢40歳以上で本会加盟競技団体にあって、20年以上当該競技団体の運営またはスポーツの技術指導に貢献した者。
- (4) 印旛郡市体育協会役員として貢献し、会長が認めた者。

2 優秀スポーツ選手・団体

- (1) 本会代表選手として、千葉県民体育大会又はそれ以上の大会に出場し優勝またはそれに準ずる成績を収めた者又は団体。
- (2) 印旛郡市民体育大会において、10年以上（女子は7年）にわたり活躍した者で、特に表彰に値する功績があった者又は団体。

3 印旛郡市駅伝競走大会功労者

印旛郡市駅伝競走大会に10回以上出場した者

~~但し、今大会で10回目の出場者、連続出場の者でなくても該当する。~~

第3条（表彰者の推薦及び決定）

- 1 本会加盟市町体育協会会長及び本会加盟競技団体長は、該当者の推薦書類を作成し本会会長に提出する。
- 2 本会会長は前項により推薦された者について、常任理事会に諮り表彰者を決定する。ただし、第2条の3項については、会長が決定する。

第4条（その他）

この規定について必要な事項は会長が定める。

附則	昭和41年5月	制定施行
	昭和48年7月 1日	一部改正
	平成12年5月13日	一部改正
	平成14年5月11日	一部改正
	平成24年5月12日	一部改正
	平成26年5月10日	一部削除